

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 30 日

日程第 10. 議案第 48 号 南風原町教育事務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 10. 議案第 48 号 南風原町教育事務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。議案第 48 号 南風原町教育事務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、9 月 4 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されたものであります。委員会では 9 月 14 日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。上位法の改正により、教育委員長の役職が廃止され、委員の 1 人であった教育長が今後は教育委員会を代表することになるということであります。法律の改正を受け、本町の条例について条ずれが起こったため改正の必要が出たという説明であります。なお、南風原町教育委員会においては、現教育長の任期が平成 29 年 3 月末日であることから、現教育長の任期満了後に新教育長制度が適用されるということでありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9 月 14 日に採決を行い審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第 48 号 南風原町教育事務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。